

○厚生労働省告示第三百六十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十一月二十五日から適用する。

令和二年十一月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

〔以下略〕